

大阪市立 放出中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和 8 年 4 月 1 日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第 2 条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心、たくましい心身、確かな学力を兼ね備え、人権感覚が豊かな生徒」育成のために「放出中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の 2 点をあげる。

- ① 道徳の時間や集会などを通じて、他を認め、いじめは許さないなど、人権意識を高める指導
- ② 教育相談・年 3 回の生活実態アンケートを行い、問題を早期発見・実態把握できる取組を行う

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 全教員による研究授業、研究会を行い授業改善を行う
- ② 配慮を要する生徒についての校内研修を行い、共通理解を図る

(2) 自己有用感を高めるために（生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 各学年の人権教育目標の達成
- ② 職場体験活動の設定や修学旅行におけるファームステイ活動
- ③ 文化祭での各学年による取組
(1 年：展示発表 2 年：全体合唱 3 年：全体劇)

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 人権講演会を設定し、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感させる
- ② 全学年による、道徳の資料『自分を伸ばす』の活用
- ③ 防犯教室、ネット利用に関する講演

4. いじめの早期発見についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 年3回の教育相談等、年3回の生活実態アンケートの実施
- ② スクールカウンセラーとの情報共有
- ③ 校務支援 PC を利用した生活指導の迅速かつ継続的な情報共有
- ④ いじめ相談窓口の案内資料の配布・掲示

5. いじめの早期解決についての取組

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守りぬくとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 教職員間の報告・連絡の徹底
- ② 校務支援 PC を利用した生活指導の迅速かつ継続的な情報共有
- ③ 関係生徒の保護、指導については多くの職員で行い、家庭訪問や保護者への指導については管理職と連携を取りながら行う。
- ④ 警察、こども相談センターなど外部機関との連携を必要に応じて行う

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ・週一回の定期的な主任会で各学年や学校全体の課題を明らかにしつつ、全職員で諸問題に取り組む。情報共有を徹底し、連携を図る。
- ・管理職、生徒指導主事を中心に外部との連絡、連携を図り、諸問題に迅速に対応する。
- ・生活指導部、人権教育委員会とが連携し、研修内容や指導内容を改善し再発防止に努める。

【年間計画】

調査など

- ・実態把握アンケート、教育相談アンケート 年3回 (9月・11月・1月)
- ・教育相談 年3回
- ・学期末懇談

研修会

- ・生活指導部研修会 年1回
- ・人権教育委員会による研修会 年1回

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページ、学校だよりによる学校の取組などの情報発信の充実
- ② 学校協議会、民生、社協など地域との連携、職員の地域行事などへの参加、協力

(3) 取組内容の検証

- ① PDCA サイクルの活用
- ② 運営計画の年度ごとの見直し、改善

7. 重大事案への対処

- ① 重大事案が起きた場合、教育委員会への迅速な報告と連携を図る。
- ② 窓口を管理職に一本化し、外部機関と連携・事態の収集を図る。
- ③ 広く情報収集を行い、事実の正確な把握を行うとともに、保護者説明会や生徒への報告など適切な情報提供をできる限り早急に行う。
- ④ 対応の内容について事前、事後とも教育委員会に随時報告を行う。

※ いじめ発見の際の流れ（例）

